(二) 道路の種類　一般国道
(三) 路線名　二百三号
(四) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
唐津市橋本字橋本一〇四一番三から同市橋本字二ノ間一〇四九番二まで	前	一一・二〇～四三・一〇メートル	一一二・六〇～二八・八〇メートル
	後	一一・二〇～四三・一〇メートル	一一二・六〇～二八・八〇メートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日

九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十四号	佐賀市兵庫町大字瓦町字一本黒木六二四番一から同市兵庫町大字渕字三本杉一五五七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所
二百三号	唐津市橋本字二ノ間一〇四九番二地内	〃

供用開始の期日　平成二十二年十月二十九日

○北海道開発局告示第百三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日

北海道開発局長　高松　泰

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百二十九号及び二百七十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道岩内郡岩内町字敷島内七八番一から同町字敷島内一二一番三まで	前	二〇・八〇～二七・五〇メートル	〇・〇三三キロメートル
	後	二一・四〇～五四・三〇メートル	〇・〇三三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

二(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道虻田郡喜茂別町字福丘一四番五から同町字福丘二五番六まで	前	二六・〇〇～六八・五〇メートル	〇・二五四キロメートル
	後	二六・〇〇～五一・八〇メートル	〇・三五四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第百三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日

北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十号及び二百三十二号	北海道天塩郡豊富町字上サロベツ二七一二番二から同町字上サロベツ二九八七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局稚内開発建設部
〃	稚内市大字抜海村字上ユーチ原野六〇一番一から同市大字抜海村字上ユーチ原野一五九六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	稚内市大字声問村字サラキトオマナイ原野二〇四四番一から同市大字声問村字サラキトオマナイ原野一八一六番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
二百三十九号	北海道紋別郡興部町字字津四九番五から同町字字津六三番一まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部
三百三十四号	北海道網走郡大空町東藻琴三九三番四から同町東藻琴三九五番五まで	〃

供用開始の期日　平成二十二年十月二十九日

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十二年十月二十九日

金融庁長官事務代理
金融庁総務企画局長　森本　学

貸金業法第三十三条第二項後段の協会の規則の変更

事務局運営規則

第1章　総則

（目的）

第1条　この規則は、定款第59条第5項の規定に基づき、日本貸金業協会（以下「本会」という。）の事務局の組織及び運営について必要な事項を定め、事務局における事務の適正かつ能率的な遂行に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条　本会の事務は定款その他の規則で特に定められたもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章　組織

（部課等の設置）

第3条　本会の事務局に次の部及びセンターを置く。

一　総務企画部
二　管理部
三　コンプライアンス部
四　監査部
五　会員部
六　企画調査部
七　貸金業相談・紛争解決センター
八　資格試験センター

2　管理部に次の各課を置く。

一　総務課
二　人事課
三　経理課

3　コンプライアンス部に次の各課を置く。

一　自主規制企画課
二　業務課
三　広告審査課

4　監査部に次の各課を置く。

一　監査1課
二　監査2課
三　監査3課
四　監査4課

5　会員部に次の各課を置く。

一　システム課
二　会員課

6　企画調査部に次の各課を置く。

一　調査課
二　広報ＣＳＲ課
三　政策企画課

7　貸金業相談・紛争解決センターに次の各課を置く。

一　苦情受付課
二　紛争受付課
三　相談受付課

8　資格試験センターに次の各課を置く。

一　試験事務課
二　登録事務課

（規律審査室の設置）

第3条の2　コンプライアンス部に規律審査室を内設する。